

よる指定の解除がされたものを除く。)の全部又は一部について認定都市農地貸付け又は農園用地貸付けを行い、これらの貸付けを行つた日(次項第三号口に掲げる貸付けにあつては、同号口に規定する貸付規程に基づく最初の貸付けの日)から二月以内に、政令で定めるところにより認定都市農地貸付け又は農園用地貸付けを行つている旨その他の財務省令で定める事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、当該猶予適用者に係る第七十条の六第一項ただし書及び第七項の規定の適用については、これらの貸付けを行つた当該特例農地等の全部又は一部(以下この条において「貸付都市農地等」という。)に係る地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権(第五項において「賃借権等」という。)の設定(民法第二百六十九条の二第一項の地上権の設定を除く。次項及び第五項において同じ。)はなかつたものと、農業経営は廃止していないものとみなす。

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 猶予適用者 第七十条の六第一項本文の規定の適用を受ける同項に規定する農業相続人をいう。

二 認定都市農地貸付け 賃借権又は使用貸借による権利の設定による貸付けであつて都市農地の賃借

の円滑化に関する法律(平成三十年法律第 号)第七条第一項第一号に規定する認定事業計画の

定めるところにより行われるものをいう。

三 農園用地貸付け 次に掲げる貸付けをいう。

イ 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第五十八号。以下この号及び第五項第二号において「特定農地貸付法」という。）第三条第三項の承認（市民農園整備促進法（平成二年法律第四十四号）第十一条第一項の規定により承認を受けたものとみなされる場合における当該承認を含む。以下この号において同じ。）を受けた地方公共団体又は農業協同組合が当該承認に係る特定農地貸付法第二条第二項に規定する特定農地貸付けの用に供するために猶予適用者との間で締結する賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定に関する契約に基づく貸付け

ロ 特定農地貸付法第三条第三項の承認（当該承認の申請書に適正な貸付けを確保するために必要な事項として財務省令で定める事項が記載された特定農地貸付法第二条第二項第五号イに規定する貸付協定が添付されたものに限る。）を受けた地方公共団体及び農業協同組合以外の者が行う当該承認に係る特定農地貸付法第二条第二項に規定する特定農地貸付けのうち、猶予適用者が当該承認に

係る特定農地貸付法第三条第一項の貸付規程に基づき行う貸付け

八 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第十一条において準用する特定農地貸付法第三条第三項の承認を受けた地方公共団体及び農業協同組合以外の者が当該承認に係る都市農地の貸借の円滑化に関する法律第十条に規定する特定都市農地貸付けの用に供するために猶予適用者との間で締結する賃借権又は使用貸借による権利の設定に関する契約に基づく貸付け

3 第七十条の四の二第三項から第八項までの規定は、認定都市農地貸付けを行つてゐる第一項の規定の適用を受ける貸付都市農地等の貸付けに係る期限が到来する場合、貸付都市農地等に係る耕作の放棄（第七十条の六第一項第一号に規定する耕作の放棄をいう。）があつた場合又は都市農地の貸借の円滑化に関する法律第七条第二項の規定による同法第四条第一項の認定の取消しがあつた場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 第七十条の四の二第三項から第七項までの規定は、農園用地貸付けを行つてゐる第一項の規定の適用を受ける貸付都市農地等の貸付けに係る期限（第二項第三号口に掲げる貸付けにあつては、当該貸付都市農地等に係る同号口に規定する貸付規程に基づく最後の貸付けの日）が到来する場合について準用す

る。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 第一項の規定の適用を受ける貸付都市農地等に係る農園用地貸付けが次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつた場合には、第七十条の六第一項に規定する納税猶予分の相続税額に係る同項ただし書及び同条第七項の規定の適用については、当該各号に定める日において当該農園用地貸付けに係る貸付都市農地等について、賃借権等の設定があつたものとみなす。

一 第二項第三号イの賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定に関する契約又は同号ハの賃借権若しくは使用貸借による権利の設定に関する契約が解除された場合 当該解除された日

二 特定農地貸付法第三条第三項（都市農地の貸借の円滑化に関する法律第十一条において準用する場合を含む。）の承認の取消し又は市民農園整備促進法第十条の規定による認定の取消しがあつた場合
これらの取消しがあつた日

三 第二項第三号ロの貸付協定について財務省令で定める事由が生じた場合又は都市農地の貸借の円滑化に関する法律第十条第二号の協定が廃止された場合 当該事由が生じた日又は当該廃止された日

6 第七十条の四の二第三項から第七項までの規定は、前項の農園用地貸付けが同項各号に掲げる場合に

該当した場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

7 第七十条の六の二第二項各号に掲げる農業相続人（次項において「旧法猶予適用者」という。）は、

第一項の規定の適用を受けることができる。この場合において、当該旧法猶予適用者は第七十条の六第一項に規定する農業相続人とみなして同条の規定を適用し、当該各号に規定する改正前の租税特別措置法第七十条の六の規定は、適用しない。

8 第三項から第六項までに定めるもののほか、猶予適用者及び旧法猶予適用者に係る第一項又は前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（認定都市農地貸付け又は農園用地貸付けを行った農地についての相続税の課税の特例）

第七十条の六の五 前条第二項第二号に規定する認定都市農地貸付け（以下この条において「認定都市農地貸付け」という。）又は同項第三号に規定する農園用地貸付け（以下この条において「農園用地貸付け」という。）を行つてゐる者が死亡した場合において、その死亡した者の相続人がその死亡した者から当該認定都市農地貸付け又は農園用地貸付けを行つていた農地を相続又は遺贈により取得をしたときは、当該認定都市農地貸付け又は農園用地貸付けを行つていた農地はその死亡した者がその死亡の日ま

で農業の用に供していたものとみなして、第七十条の六の規定を適用する。

- 2 農業を営んでいた個人として政令で定める者（以下この項において「農業経営者」という。）又は第七十条の六第一項に規定する農業相続人（以下この項において「農業相続人」という。）が死亡した場合において、当該農業経営者又は農業相続人の相続人が当該農業経営者又は農業相続人から相続又は遺贈により取得をした農地について相続税法第二十七条第一項の規定による申告書の提出期限（次項において「相続税の申告期限」という。）までに認定都市農地貸付け又は農園用地貸付けを行つたときは、当該農地は当該相続人の農業の用に供する農地に該当するものとみなして、第七十条の六の規定を適用する。

- 3 第七十条の四第一項本文の規定の適用を受ける同項に規定する受贈者に係る贈与者が死亡した場合において、当該受贈者が同項本文の規定の適用を受ける同項に規定する農地等のうち農地について当該贈与者の死亡に係る相続税の申告期限において認定都市農地貸付け又は農園用地貸付けを行つているときは、当該農地は当該受贈者の農業の用に供する農地に該当するものとみなして、第七十条の六の規定を適用する。

4 前三項の規定の適用がある場合における前条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十条の七第一項中「代表権（制限が加えられた代表権を除く。以下この条、次条及び第七十条の七の四において同じ。）」を「非上場株式等（議決権に制限のないものに限る。以下この項において同じ。）」に、「（議決権に制限のないものに限る。以下この項において同じ。）の贈与」を「の贈与（経営贈与承継期間の末日までに贈与税の申告書（相続税法第二十八条第一項の規定による期限内申告書をいう。以下この条において同じ。）の提出期限が到来する贈与に限る。）」に、「相続税法第二十八条第一項の規定による申告書（当該申告書の提出期限前に提出するものに限る。以下この条において「贈与税の申告書」という。）」を「贈与税の申告書」に、「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に、「第三号に係る部分に限る」を「第三号に係る部分に限る」に、「特例受贈非上場株式等に係る」を「対象受贈非上場株式等に係る」に、「当該贈与者又は当該贈与前に当該特例受贈非上場株式等につき同項（同号に係る部分に限る。）の規定の適用に係る贈与をした他の経営承継受贈者のうち最も古い時期にこの項の規定の適用を受けていた者に当該特例受贈非上場株式等」を「この項又は

第七十条の七の五第一項の規定の適用を受けていた者として政令で定める者に当該対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の非上場株式等」に改め、同条第二項第一号ホ中「支配関係（）を削り、「又は出資」を「若しくは出資」に、「又は総額」を「若しくは総額」に、「又は金額」を「若しくは金額」に、「又は間接」を「若しくは間接」に、「関係をいう。」を「関係（）に、「同じ」を「支配関係」という」に改め、同項第三号ロ中「代表権」の下に「（制限が加えられた代表権を除く。以下この条、次条及び第七十条の七の四において同じ。）」を加え、同号ホ中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、同号に次のように加える。

ト 当該個人が、当該認定贈与承継会社の非上場株式等について第七十条の七の五第一項、第七十条の七の六第一項又は第七十条の七の八第一項の規定の適用を受けていないこと。

第七十条の七第二項第五号イ中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、同号ロ中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、「第七十条の二の六第一項」の下に「第七十条の二の七第一項」を加え、同項第六号を次のように改める。

六 経営贈与承継期間 前項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の

翌日から次に掲げる日のいずれか早い日又は同項の規定の適用を受ける経営承継受贈者若しくは当該経営承継受贈者に係る贈与者の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいう。

イ 当該経営承継受贈者の最初の前項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日以後五年を経過する日

ロ 当該経営承継受贈者の最初の次条第一項の規定の適用に係る相続に係る同項に規定する相続税の申告書の提出期限の翌日以後五年を経過する日

第七十条の七第二項第七号イ中「提出期限」の下に「（経営承継受贈者が同項の規定の適用を受ける前に同項の対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の非上場株式等について次条第一項の規定の適用を受けている場合には、同項に規定する相続税の申告書の提出期限）」を加え、「次項第二号、」及び「及び第三十項第二号イ」を削り、同号ロ中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、同条第三項中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に、「」により当該特例受贈非上場株式等」を「、当該対象受贈非上場株式等」に改め、同項第一号中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に

改め、同項第二号中「当該特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の各第一種贈与基準日における」を「従業員数確認期間（当該対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の非上場株式等について第一項又は次条第一項の規定の適用を受けるために提出する最初の贈与税の申告書又は同項に規定する相続税の申告書の提出期限の翌日から同日以後五年を経過する日（当該経営承継受贈者又は当該経営承継受贈者に係る贈与者が同日までに死亡した場合には、その死亡の日の前日）までの期間をいう。以下この号及び第三十項第二号イにおいて同じ。）内に存する各基準日（当該提出期限の翌日から一年を経過する）との日をいう。以下この号及び同項第二号イにおいて同じ。）における当該対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の」に、「経営贈与承継期間」を「従業員数確認期間」に、「第一種贈与基準日の」を「基準日の」に、「前項第六号の五年を経過する」を「前項第六号イ又はロに掲げる日のいずれか早い」に、「特例受贈非上場株式等につき」を「対象受贈非上場株式等につき」に改め、同項第三号中「特例受贈非上場株式等に係る」を「対象受贈非上場株式等に係る」に、「特例受贈非上場株式等につき第一項」を「対象受贈非上場株式等（当該対象受贈非上場株式等以外の当該認定贈与承継会社に係る対象受贈非上場株式等又は当該認定贈与承継会社に係る次条第一項に規定する対象非上場株式等若しくは第七十条の七

の四第一項に規定する対象相続非上場株式等を含む。以下この号、第五号及び第六号において「適用対象非上場株式等」という。）につき第一項又は第七十条の七の五第一項に、「特例受贈非上場株式等の」を「適用対象非上場株式等の」に改め、同項第四号中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、同項第五号及び第六号中「当該特例受贈非上場株式等」を「適用対象非上場株式等」に改め、同項第八号から第十一号まで及び第十三号から第十七号までの規定中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、同条第四項中「の特例受贈非上場株式等」を「の対象受贈非上場株式等」に改め、「第一項」の下に「又は第七十条の七の五第一項」を加え、同表の第二号並びに同条第五項、第六項、第九項並びに第十三項第二号及び第七号中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、同項第九号中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、「第七十条の二の六第一項」の下に「第七十条の二の七第一項」を加え、同項第十号中「部分に限る」を「部分に限り、第七十条の七の五第十一項において準用する場合を含む」に、「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、同条第十五項中「の特例受贈非上場株式等」を「の対象受贈非上場株式等」に、「当該特例受贈非

上場株式等」を「当該対象受贈非上場株式等」に改め、同項第二号中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、同項第三号中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、「第一項」の下に「又は第七十条の七の五第一項」を加え、「同項」を「これら」に改め、同条第十六項、第二十一項及び第二十二項中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、同条第二十八項中「にあつては」を「には」に改め、同条第二十九項及び第三十項中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、同項第二号イ中「各第一種贈与基準日におけるその」を「従業員数確認期間（当該災害が発生した日以後の期間に限る。イにおいて同じ。）内にある各基準日におけるその」に、「を経営贈与承継期間」を「を従業員数確認期間」に、「経営贈与承継期間内にある第一種贈与基準日」を「従業員数確認期間内にある基準日」に、「各第一種贈与基準日」を「従業員数確認期間内にある各基準日」に改め、同条第三十二項中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、同条第三十五項中「にあつては」を「には」に、「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改める。

第七十条の七の二第一項中「代表権」を「非上場株式等（議決権に制限のないものに限る。以下この項

において同じ。）」に改め、「（次条第一項の規定により当該被相続人から相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる同項の特例受贈非上場株式等に係る認定承継会社の株式等（株式又は出資をいう。以下この条において同じ。）を除く。）」を削り、「の取得」の下に「（経営承継期間の末日までに相続税の申告書（相続税法第二十七条第一項の規定による期限内申告書をいう。以下この条及び第七十条の七の四において同じ。）の提出期限が到来する相続又は遺贈による取得に限る。）」を加え、「相続税法第二十七条第一項の規定による申告書（当該申告書の提出期限前に提出するものに限る。以下この条及び第七十条の七の四において「相続税の申告書」という。）」を「相続税の申告書」に、「ない株式等」を「ない株式又は出資」に、「特例非上場株式等」を「対象非上場株式等」に改め、同条第二項第一号八中「株式等及び」を「株式等（株式又は出資をいう。以下この条において同じ。）及び」に改め、同項第三号二中「特例非上場株式等」を「対象非上場株式等」に改め、同号ホを同号ヘとし、同号ニの次に次のように加える。

ホ 当該個人が、当該認定承継会社の非上場株式等について第七十条の七の五第一項、第七十条の七の六第一項又は第七十条の七の八第一項の規定の適用を受けていないこと。

第七十条の七の二第二項第五号イ及びロ中「特例非上場株式等」を「対象非上場株式等」に改め、同項第六号を次のように改める。

六 経営承継期間 前項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日から次に掲げる日のいずれか早い日又は当該相続に係る経営承継相続人等の死亡の日の前日のいずれか早い日まで
の期間をいう。

イ 当該経営承継相続人等の最初の前項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後五年を経過する日

ロ 当該経営承継相続人等の最初の前条第一項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の同項に規定する贈与税の申告書の提出期限の翌日以後五年を経過する日

第七十条の七の二第二項第七号イ中「提出期限」の下に「（経営承継相続人等が同項の規定の適用を受ける前に同項の対象非上場株式等に係る認定承継会社の非上場株式等について前条第一項の規定の適用を受けている場合には、同項に規定する贈与税の申告書の提出期限）」を加え、「次項第二号、」及び「及び第三十一項第二号イ」を削り、同号ロ中「特例非上場株式等」を「対象非上場株式等」に改め、同条第

三項中「特例非上場株式等」を「対象非上場株式等」に、「」により当該特例非上場株式等」を「」により当該対象非上場株式等」に、「」当該特例非上場株式等」を「」当該対象非上場株式等」に改め、同項第一号中「特例非上場株式等」を「対象非上場株式等」に改め、同項第二号中「当該特例非上場株式等」に係る認定承継会社の各第一種基準日における」を「従業員数確認期間（当該対象非上場株式等に係る認定承継会社の非上場株式等について第一項又は前条第一項の規定の適用を受けるために提出する最初の相続税の申告書又は同項に規定する贈与税の申告書の提出期限の翌日から同日以後五年を経過する日（当該経営承継相続人等が同日までに死亡した場合には、その死亡の日の前日）までの期間をいう。以下この号及び第三十一項第二号イにおいて同じ。）内に存する各基準日（当該提出期限の翌日から一年を経過する）この日をいう。以下この号及び同項第二号イにおいて同じ。）における当該対象非上場株式等に係る認定承継会社の」に、「経営承継期間」を「従業員数確認期間」に、「第一種基準日の」を「基準日の」に改め、同項第三号中「特例非上場株式等に係る」を「対象非上場株式等に係る」に、「特例非上場株式等につき前条第一項」を「対象非上場株式等（当該対象非上場株式等以外の当該認定承継会社に係る対象非上場株式等又は当該認定承継会社に係る前条第一項に規定する対象受贈非上場株式等若しくは第七十条の七

の四第一項に規定する対象相続非上場株式等を含む。以下この号、第五号及び第六号において「適用対象非上場株式等」という。）につき前条第一項又は第七十条の七の五第一項に、「特例非上場株式等の」を「適用対象非上場株式等の」に改め、同項第四号中「特例非上場株式等」を「対象非上場株式等」に改め、同項第五号及び第六号中「当該特例非上場株式等」を「適用対象非上場株式等」に改め、同項第八号から第十一号まで及び第十三号から第十七号までの規定中「特例非上場株式等」を「対象非上場株式等」に改め、同条第四項中「の特例非上場株式等」を「の対象非上場株式等」に改め、同項の表の第一号中「特例非上場株式等」を「対象非上場株式等」に改め、「前条第一項」の下に「又は第七十条の七の五第一項」を加え、同表の第二号並びに同条第五項、第六項、第十項並びに第十四項第二号、第七号、第十一号及び第十二号中「特例非上場株式等」を「対象非上場株式等」に改め、同条第十六項中「の特例非上場株式等」を「の対象非上場株式等」に、「当該特例非上場株式等」を「当該対象非上場株式等」に改め、同項第二号中「特例非上場株式等」を「対象非上場株式等」に改め、「前条第一項」の下に「又は第七十条の七の五第一項」を加え、「同項」を「これら」に改め、同条第十七項、第二十二項及び第二十三項中「特例非上場株式等」を「対象非上場株式等」に改め、同条第二十九項中「にあつては」を「には」に改

め、同条第三十項及び第三十一項中「特例非上場株式等」を「対象非上場株式等」に改め、同項第二号イ中「各第一種基準日におけるその」を「従業員数確認期間（当該災害が発生した日以後の期間に限る。イにおいて同じ。）内にある各基準日におけるその」に、「を経営承継期間」を「を従業員数確認期間」に、「経営承継期間内にある第一種基準日」を「従業員数確認期間内にある基準日」に、「各第一種基準日」を「従業員数確認期間内にある各基準日」に改め、同条第三十三項中「特例非上場株式等」を「対象非上場株式等」に改め、同条第三十七項中「ホ」を「ハ」に改め、同条第四十項中「特例非上場株式等」を「対象非上場株式等」に改める。

第七十条の七の三第一項中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、同条第二項中「贈与が同条第十五項（第三号に係る部分に限る）」を「贈与が当該経営承継受贈者に係る贈与者の同条第十五項（第三号に係る部分に限る、第七十条の七の五第十一項において準用する場合を含む）」に、「当該経営承継受贈者に係る贈与者又は当該経営承継受贈者の同条第一項の規定の適用に係る贈与前に同項の規定の適用に係る特例受贈非上場株式等につき同条第十五項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用に係る贈与をした他の経営承継受贈者のうち最も古い時期に同条第一項の規定の適用を受けていた者に当

該特例受贈非上場株式等」を「同条第一項又は第七十条の七の五第一項の規定の適用を受けていた者として政令で定める者に第七十条の七第一項の対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の非上場株式等」に、「当該経営承継受贈者に係る贈与者又は当該経営承継受贈者の同項の規定の適用に係る贈与前に同項の規定の適用に係る特例受贈非上場株式等につき第七十条の七第十五項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用に係る贈与をした他の経営承継受贈者のうち最も古い時期に同条第一項の規定の適用を受けていた者に対する当該特例受贈非上場株式等」を「同項又は第七十条の七の五第一項の規定の適用を受けていた者として政令で定める者に対する当該対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の非上場株式等」に、「贈与者又は当該他の経営承継受贈者」を「政令で定める者」に改め、「第七十条の七第二項第五号」とあるのは「同条第二項第五号」とを削り、同条第三項中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改める。

第七十条の七の四第一項中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に、「特例相続非上場株式等」を「対象相続非上場株式等」に改め、同条第二項第一号中「第五号の五年を経過する」を「第五号イ又はロに掲げる日のいずれか早い」に改め、同項第三号イ中「特例受贈非上場株式等」を「対象受

贈非上場株式等」に改め、同項第四号イ中「特例相続非上場株式等」を「対象相続非上場株式等」に、
「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、同号口中「特例相続非上場株式等」を
「対象相続非上場株式等」に改め、同項第五号中「同日以後五年を経過する」を「次に掲げる日のいずれ
か早い」に改め、「贈与が」の下に「当該贈与者の」を加え、「第三号に係る部分に限る」を「第三号に
係る部分に限り、次条第十一項において準用する場合を含む」に、「当該贈与者又は当該贈与前に前項の
特例受贈非上場株式等につき同条第十五項（同号に係る部分に限る。）の規定の適用に係る贈与をした同
条第二項第三号に規定する経営承継受贈者のうち最も古い時期に同条第一項の規定の適用を受けていた者
に当該特例受贈非上場株式等」を「第七十条の七第一項又は次条第一項の規定の適用を受けていた者とし
て政令で定める者に前項の対象受贈非上場株式等に係る認定相続承継会社の非上場株式等」に、「当該五
年を経過する」を「当該次に掲げる日のいずれか早い」に改め、同号に次のように加える。

イ 当該経営相続承継受贈者の最初の第七十条の七第一項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分
の同項に規定する贈与税の申告書の提出期限の翌日以後五年を経過する日

ロ 当該経営相続承継受贈者の最初の第七十条の七の二第一項の規定の適用に係る相続に係る相続税

の申告書の提出期限の翌日以後五年を経過する日

第七十条の七の四第二項第六号イ中「提出期限」の下に「（経営相続承継受贈者が同項の規定の適用を受ける前に同項の対象受贈非上場株式等に係る認定相続承継会社の非上場株式等について第七十条の七の二第一項の規定の適用を受けている場合には、相続税の申告書の提出期限）」を加え、「次項において準用する第七十条の七の二第三項第二号又は」を削り、「同条第十項」を「第七十条の七の二第十項」に改め、同号口中「前号の五年を経過する」を「前号イ又はロに掲げる日のいずれか早い」に、「特例相続非上場株式等」を「対象相続非上場株式等」に改め、同条第三項中「特例非上場株式等」を「対象非上場株式等」に、「特例相続非上場株式等」を「対象相続非上場株式等」に、「同項第一号」を「同項第一号及び第二号」に、「同項第二号中」当該特例非上場株式等に係る認定承継会社の各第一種基準日」とあるのは「特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の各第一種贈与基準日における常時使用従業員の数と当該特例相続非上場株式等に係る認定相続承継会社の各第一種相続基準日」と、「経営承継期間の末日において経営承継期間内に存する第一種基準日の数」とあるのは「経営相続承継期間の末日において経営贈与承継期間内に存する第一種贈与基準日の数と経営相続承継期間内に存する第一種相続基準日の